

【第30回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

日 時 平成19年 9 月 7 日（金）午後 4 時～午後 5 時12分

場 所 ヴィアーレ大阪 2階 パールルーム

出席者

（委員）池田委員、石原委員、稲岡委員、内田委員、河井委員、小谷委員、
檜谷委員、向山委員、和久井委員

（事務局）経済局：田島商業立地担当課長

環境局：泉環境管理担当係長

大正区：森区民企画担当課長

議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「（仮称）I K E A鶴浜」〔新設〕
- (2) 「ライフ此花伝法店」〔新設〕
- (3) 「ライフ西大橋店」〔夜間にかかる延刻〕
- (4) 「ライフ靱店」〔夜間にかかる延刻〕
- (5) 「ライフ新森店」〔夜間にかかる延刻〕

議事要旨

- (1) 「（仮称）I K E A鶴浜」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、車での来店客を抑制するため、あらゆる手段を講じるとともに、平日の駐車場利用については、かなりの空き状況が予想されることから、その運用・管理にあたっては、不必要な駐車場については、クローズとし、1箇所にとめて駐車させるなど、安全面に十分配慮をした対策が必要である。
- ・ 当該店舗の設置者は、来退店車両が届出上の3方向を守り、「なみはや大橋」・「千歳橋」・「大運橋」の3つの橋利用が適正に分散されるよう、あらかじめ、その経路が認識できるようチラシ配布、看板設置など多様な手段で周知徹底に努める必要がある。また、大正通の車両の通

行に関しては、一部車線が狭隘になっている個所があるので、来退店車両を住宅地に進入させないよう適切な措置を講ずる必要がある。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

(2)「ライフ此花伝法店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 当該店舗の設置者は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(3)「ライフ西大橋店」、(4)「ライフ靱店」、(5)「ライフ新森店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料 1 「(仮称) I K E A 鶴浜」 届出要約書
資料 2 「ライフ此花伝法店」 届出要約書
資料 3 「ライフ西大橋店」 届出要約書
資料 4 「ライフ靱店」 届出要約書
資料 5 「ライフ新森店」 届出要約書
資料 6 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況(報告事項)

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
(電話) 06-6208-8967